

Q9-2 移転価格税制上の関連者について教えてください。

移転価格税制においては、関連者との取引の詳細について、原則として営利事業所得税確定申告書への開示(Q9-7 参照)や移転価格報告書への記載が義務付けられています(Q9-5、Q9-6 参照)。

A 社と B 社との関係が、以下の状況のいずれかに当てはまる場合、B 社は A 社にとって関連者とされます。

1. A 社が直接的または間接的に B 社の 20%以上の議決権のある株式・出資を保有している状況
2. 同一の者が A 社、B 社両方の 20%以上の議決権のある株式・出資を保有している状況
3. A 社が直接的または間接的に B 社の 10%以上の議決権のある株式・出資を保有し、かつその保有比率が最高比率である状況
4. A 社、B 社の業務執行株主または取締役の半数以上が同一である状況
5. B 社の取締役の半分以上が A 社および A 社が 50%以上の議決権のある株式・出資を保有している会社から派遣されてきている状況
6. A 社、B 社の董事長、総経理もしくはそれに相当する者またはさらに高い役職の者が同一人物である、あるいは配偶者関係や2親等内の親族関係にある状況
7. A 社が B 社の人事、財務または業務経営を直接的あるいは間接的に支配している状況
ここでいう直接的あるいは間接的に支配している状況には、次の状況が含まれるとされています。
 - (1) B 社の総経理あるいはそれに相当する者またはさらに高い役職の者が、A 社から派遣されている状況
 - (2) B 社の総資産の 3 分の 1 以上の融資もしくは保証を A 社が行っている状況(金融機関を除く)
 - (3) B 社の生産活動が A 社の知的財産権の提供によりはじめて可能になり、かつその生産額が A 社の同年度生産総額の 50%以上
 - (4) B 社の原料、商品の仕入について、A 社が価格や取引条件を支配しており、かつ A 社からの仕入額が B 社の同年度の仕入総額の 50%以上
 - (5) B 社の商品販売について、A 社が価格や取引条件を支配しており、かつ A 社への売上額が B 社の同年度の売上総額の 50%以上
8. A 社と B 社が合併契約あるいは共同経営契約を結んでいる状況
9. その他、A 社が B 社に対して支配力がある、あるいは人事、財務、業務経営あるいは管理政策上、重大な影響力があると証明された場合

なお、台湾内本店と台湾外支店、台湾内支店と台湾外本店または台湾外の他の支店との取引は、同一法人の内部取引ですが、移転価格税制上は関連者間取引として扱われます。